

## 国民年金保険料の納付方法が選べます

国民年金保険料の納付方法は、納付書を使い、各窓口（金融機関、郵便局、コンビニの窓口、A T M）で納める方法以外にも、次の4種類から選ぶことができます。

①口座振替	②クレジットカード納付(継続納付)	③電子(キャッシュレス)決済	④電子納付(ペイジー)
口座振替で納めると手間がなく、納め忘れを防ぐことができます。口座振替の手続きは、お近くの年金事務所または金融機関の窓口で受け付けています。	クレジットカードにより定期的に納付できます。申し込み手続きは、年金事務所です。	納付書とスマートフォンがあれば、決済アプリを使用した電子(キャッシュレス)決済でスムーズに納付できます。対応アプリなどの情報は日本年金機構のホームページをご覧ください。	インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレホンバンキングなど、いつでもどこでも気軽に納付できます。ご利用いただく場合は、利用する金融機関と契約を結ぶ必要があります。

### ■国民年金保険料 前納(前払い)の割引額

令和5年度	1か月分 保険料額 (割引額)	6か月分 保険料額 (割引額)	1年度分 保険料額 (割引額)	2年度分 保険料額 (割引額)		
毎月納付(納付書による現金納付および翌月末振替の口座振替)	16,520円	99,120円	198,240円	402,000円		
	↓	↓	↓	↓		
口座振替 (当月末の口座振替)	16,470円 (▲50円)	98,820円 (▲300円)	197,640円 (▲600円)	400,800円 (▲1,200円)		
前納(前払い)の割引額	6か月前納	現金納付	—	98,310円 (▲810円)	196,620円 (▲1,620円)	—
	口座振替	—	97,990円 (▲1,130円)	195,980円 (▲2,260円)	—	
1年前納	現金納付	—	—	194,720円 (▲3,520円)	—	
	口座振替	—	—	194,090円 (▲4,150円)	—	
2年前納	現金納付	—	—	—	387,170円 (▲14,830円)	
	口座振替	—	—	—	385,900円 (▲16,100円)	

◎これらの保険料に、毎月400円多く付加保険料を納めることによって、将来の年金額に、「200円×付加保険料納付月数」が上乗せされます。

◎被保険者の世帯主および配偶者は、保険料を連帯して納付することになります。

◎一定の所得があるにもかかわらず、保険料を納付しなかった場合には強制徴収(滞納処分・差押え)などが行われることがあります。

◎令和6年度(2024年4月～2025年3月)1か月当たりの保険料は16,980円となります。

◎クレジットカード納付による前納の割引額は、現金納付と同額です。

#### ①前納(前払い)がおトク

国民年金保険料を、前納(前払い)することができます。保険料を前納すると割引が受けられるほか、納め忘れの心配がなくなります。

毎月納付 16,520円×12か月＝198,240円

1年前納現金納付 198,240円 割引! -3,520円 = 194,720円

1年前納口座振替 198,240円 さらに割引! -4,150円 = 194,090円

#### ②保険料は全額控除の対象

国民年金保険料全額が「社会保険料控除」の対象です。

年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告するための「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が毎年11月上旬に送付されます(10月以降に、その年初めて国民年金保険料を納付されたかたは翌年2月上旬に送付されます)。

◎「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の再発行が必要な場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

●問い合わせ 砂川年金事務所 ☎0125-52-2144、市民年金係 ☎27-7357

## K&M Law ●●●初回相談料無料●●●

相続問題、離婚、借金問題、交通事故などの個人の問題から企業経営に関する法務まで、様々なご相談をお受けしています。

初回相談料無料です。お気軽にご相談ください。

どんなことでもお気軽にご相談ください(電話予約制:平日9時から18時) 初回相談料無料 (滝川事務所)

札幌弁護士会所属 弁護士法人 **小寺・松田法律事務所** 滝川市花月町1丁目1番10号  
TEL.0125-23-8455  
http://www.kmlaw.jp

